

セル負圧警報計器等に係る不適切な点検(続報)
(放射性廃液タンクに係る一部点検未実施)

Rev.1 2023年7月28日

Rev.0 2023年7月27日

日本核燃料開発株式会社

1. 事象

1.1 発生日時

令和5年7月27日(木) 11時頃 --- 当社が事象を把握した日

1.2 発生場所

日本核燃料開発株式会社 ホットラボ棟

1.3 事象の概要

セル内負圧警報等の計器の不適切な点検に係る調査過程において、今回の点検当事者(担当者A)が関わった他の点検に新たに不適切な点検が把握されました。

昨年度の放射性廃液タンク・ピット点検のうち、放射性廃液タンクの内面点検が実施されていない懸念があったことから、本人に確認したところ、事実であることが明らかになりました。

なお、本事象による環境への影響、被ばく、怪我はありません。

1.4 経緯と事象の詳細

今年度の放射性廃液タンク・ピットの点検は、年度当初より昨年度の担当者A以外の担当者が実施することとなっております。[※] 一方、「極低レベル放射性廃液タンク No. T-6」の内面点検準備の一環でタンクの蓋を開放しようとしたところ、ボルトが塗装に覆われ、それにより固着し開放が困難なことが分かったため、一旦点検を中断し、処置の検討を進めていました。

その最中に、セル内負圧警報等の計器の不適切な点検事象が判明し、昨年度の放射性廃液タンク・ピットの点検に担当者Aが関わっていたことから、点検未実施のリスクがあると考え、担当者Aにヒアリングを行いました。その結果、当該の「極低レベル放射性廃液タンク No. T-6」の内面点検が行われていないことが確認されました。加えて、タンクは全12基、ピットは全4箇所あることから点検実態を確認したところ、タンクについては、外観点検は実施しているものの内面点検については12基全て実施されていないことが明らかになりました。ピットについてはグレーチング構造で外から内部を確認可能な構造になっており、内面点検が実施されていることを確認しています。

※：消防設備点検問題の再発防止の一環として、組織の協働性を高めるため、順次、業務分担を見直ししています。

2. 法令報告該非等について

- (1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という）」上の検討
 今回の事象による核燃料物質の盗取・所在不明、線量限度等の超過や核燃料物質等の漏洩及び人身傷害がないため、核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10（事故故障等の報告）の各号に該当しません。

以上のことから炉規法上、法令報告には該当しないと判断します。

- (2) 「放射性同位元素等の規制に関する法律」（以下「RI法」という）上の検討

今回の事象による放射性同位元素の盗取・所在不明、線量限度等の超過や放射性物質の漏洩がないため、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 第28条の3の各号に該当しません。

以上のことからRI法上、法令報告には該当しないと判断します。

- (3) 保安規定上の検討

保安規定第45条（施設管理目及び施設管理実施計画）には、施設管理目標に従って設計、工事、巡視、点検、検査及び予防保全を計画的かつ継続的に達成するため、安全上の重要度を考慮して下部規程「施設管理実施計画」に定めて実施することになっています。

本下部規定では、年1回の検査を行うことが定められていることから、保安規定第45条を満足していないと判断します。

- (4) 放射線障害予防規程上の検討

放射線障害予防規程第14条（定期自主検査）には、下部規程「保守点検基準」に従って、定期自主検査を実施することになっています。

本下部規程では、年2回以上の検査を行うことが定められていることから、放射線障害予防規程第14条を満足していないと判断します。

R1

- (5) 「核燃料物質使用変更許可申請書」上の検討

該当するものではありません。

- (6) 原子力安全協定上の検討

今回の事象は、県、所在市町村及び隣接市町村と原子力事業所との協定書 第17条（事故・故障等の連絡等）に相当する事故・故障等に当たらないため原子力安全協定上の連絡及び報告の対象ではないと判断します。

3. 今後の対応

ヒアリングの結果、少なくとも2012年以降担当者Aが関わっているため、それ以降の点検実態について追跡調査を実施します。

セル負圧計器の問題と共に事象に至る背景を含め、個人および組織的な要因の両面から調査を進め、原因分析、対策の検討を進めてまいります。

以上